

一般社団法人 日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定機構
諸規約・諸規定

(平成 26 年 3 月 1 日制定)

委員会設置および運営に関する規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第 50 条に基づき本機構の目的を達成するために必要な委員会の設置および運営について定める。

(委員会の種類)

第 2 条 本機構の各種委員会は機構事業を遂行するため以下の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 認定委員会
- (3) 認定試験問題作成委員会
- (4) 認定講習委員会
- (5) 学術委員会

第 3 条 その他の委員会は理事長が必要と認めた場合、理事会の承認を経て設置することができる。

付 則

1. この規定は理事会の議決により改訂することができる。
2. この規定は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。